

令和元年 第 9 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和元年 9 月 25 日（水）午後 2 時 00 分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 1 階第 2 会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第22号	農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について	1件
議第23号	農地法第 5 条の規定による農地の転用の許可申請に対する意見について	1件
報第15号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について	3件

4 本日の議長 奥村 和彦

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	宮嶋 由郎	
2	林 則武	欠席
3	奥村 和彦	
4	長谷川 博	
5	坂崎 寛治	
6	久保 一 浩	辞職
7	若尾 茂	
8	江崎 勇	
9	伊藤 明石	
10	右高 菜丹	辞職
11	坂崎 一良	
12	奥村 優子	欠席
13	日比野 敏夫	欠席
14	宮嶋 豊城	
15	小川 松鶴	
16	東 一二美	

17	日比野 芳孝	
18	砂田 豊	欠席

議長 ただいまより、令和元年第9回農業委員会総会を開会する。

本日は2番林則武委員、12番奥村優子委員、13番日比野敏夫委員、18番砂田豊委員から欠席の連絡を受けているので16名中12名の出席。従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、7番 若尾茂 委員、8番 江崎勇 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。議第22号「農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を上程する。議第22号について事務局から説明を願う。

事務局 申請番号1 先月の総会に上程しました太陽光発電施設設置の完了により、余剰地が生まれ、平成29年9月15日に小名田町3丁目■■■番を■と■に分筆しました。申請地は余剰地となった多治見市小名田町3丁目■■■番■、譲渡人、多治見市小名田町3丁目152番地、株式会社マル若商店。譲受人、■■市■■■■■■■■番地の■、■■■■■。地目は雑種地、123㎡。

議長 それでは議第22号について、地元委員から意見があれば発言願う。

16番 まわりも同所有者である、小屋を作ると聞いている。雨が降っても影響はないと思われる。入る道はないが、問題はないと思います。

14番 通行の問題はよろしいか。

事務局 太陽光発電施設の設置には、経済産業省のガイドラインで危険防止策

をとらないといけないことになっている。指針に従い囲ってありますが、譲受人と譲渡人で通行に関しての同意を交わし、追加書類として書面を提出いただきました。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 22 号について採決を行う。議第 22 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 22 号は承認することに決定する。

議長 それでは、次に議第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を上程する。議第 23 号について事務局から説明を願う。

事務局 先程の議第 22 号の関連事項。申請番号 1 譲渡人、多治見市小名田町 3 丁目 152 番地、株式会社マル若商店。譲受人、■■市■■■■■■■■■■番地の■■、■■■■■■。土地は多治見市小名田町 3 丁目■■■■番■■、雑種地、123 m²。転用目的は露天資材置場。

先程、宮嶋委員から発言がありましたが、両者の同意をもとに、太陽光発電の敷地を通して資材を運ぶという取り決めをされた。

譲受人所有の 184 番が事業地となったため、184 番との交換となる。

先月の総会で雨水について意見があったが、草刈り程度の造成となるため支障はないと思われます。

議長 それでは議第 23 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

16 番 太陽光発電敷地内は本来歩けないと思うが、気を付けて通行してもらうこととなる。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 23 号について採決を行う。議第 23 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 23 号は承認することに決定する。

次に、報告事項に入る。報第 15 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」を上程する。報第 15 号について事務局より説明を願う。

事務局 3 件

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■郡■■■町■■■番地の■■■、■■■、外 2 名。譲受人、■■■市■■■町■■■番地、■■■。土地は坂上町 8 丁目■■■番■■■、畑、99 m²。転用目的は露店駐車場。以前は宅地の一部として使用していたため始末書提出。隣接地に譲受人の宅地がある。

申請番号 2 所有権移転。譲渡人、■■■市■■■町■■■番地の■■■、■■■。譲受人、■■■県■■■市■■■町■■■番地の■■■、■■■。土地は多治見市赤坂町 4 丁目■■■番■■■、田、193 m²、■■■番■■■、田、259 m²、計 452 m²。転用目的は自己住宅。道路側に駐車場、中間は住居、奥側は庭を造る予定。

申請番号 3 所有権移転。譲渡人、■■■郡■■■町■■■丁目■■■番地の■■■、■■■。譲受人、多治見市大畑町 5 丁目 320 番地、サカエ商事有限会社。土地は大畑町 5 丁目■■■番、田、155 m²、■■■番、田、135 m²、計 290 m²。転用目的は社宅兼露店駐車場。一部は駐車場として利用され建物も建っているため始末書を提出している。

議長 報第 15 号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

(挙手なし)

議長 発言がないので、報第 15 号の報告を終了する。

議長 本日の議案は以上をもって終了する。

その他、事務局方で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回は 10 月 30 日水曜日の午後 2 時 00 分から。場所は本庁舎 1 階第 2 会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 3 時 00 分)

事 務 局

事務局長	小川	健二
課長代理	鈴木	雅美
主 査	安保	博之
主 査	玉山	永恵

令和元年 9 月 25 日

議事録署名

7 番

8 番

議長